

④住宅の住替え支援

耐震性のない木造住宅からの建て替えや住替えに伴う除却費用を補助します。

昭和56年5月31日以前に着工し、現在居住している木造住宅で、次の要件を満たすものが対象です。

◎市が指定する木造住宅耐震診断で、上部構造評点が0・7未満と診断された住宅

◎住宅の全てを除却する工事

【補助金額】

補助対象経費の5分の2以内（最大30万円）を補助します。

以上の②～④いずれも、補助金の交付決定後に着手し、平成28年2月29日(月)までに、市に完了実績報告書が提出できる工事であればなりません。

【受付期限】

11月30日(月)まで ※土日祝日は除く

平成27年度から、「耐震診断」、「木造住宅耐震改修」、「安全・安心なりフォーム」、「住宅の住替え」について、診断申込から工事完了まで補助申請をワンストップで行える「住まいの耐震改修支援パック」が創設され、申請手続きなどが簡略化されました。なお、「耐震診断」、「耐震改修等」のみの申請も可能です。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ・申込先】

市住宅課（市役所2階）

☎32・2120 / FAX 32・7800

Mail:juutaku@city.komatsushima.tokushima.jp

老朽危険空き家等除却支援事業

空き家除却に補助金を交付

地震などで倒壊し、道路を閉塞する恐れのある老朽化して危険な空き家などの所有者が、除却工事を行う場合に補助金を交付します。

次の要件を満たす住宅・建築物が対象です。

- ◎現在使用されておらず、今後も使用される見込みのないもの
- ◎地震などで倒壊した場合、接面（前面）道路を2分の1以上閉塞し、避難などに支障をきたすもの
- ◎市が確認する建物の不良度判定で、腐朽・破損などの程度が一定以上あり、市が老朽危険空き家等として是正指導したもの

【補助金額】

市が認定する補助対象工事費の5分の4以内（最大80万円）を補助します。

【受付期限】 11月30日(月)まで

※土日祝日は除く

【お問い合わせ・申込先】

市住宅課（市役所2階）

☎32・2120 / FAX 32・7800

Mail:juutaku@city.komatsushima.tokushima.jp

民間建築物耐震化支援事業

木造住宅以外の建築物の耐震診断・耐震改修への助成

昭和56年5月31日以前に着工したもので、次の要件を満たす民間建築物が対象です。

- ◎特定建築物（病院やマンションなど）
- ◎地震により倒壊した場合、市が指定する道路を閉塞させるもの
- ◎市が緊急一時避難所に指定したもの

【受付期限】 9月30日(水)まで

※土日祝日は除く

【お問い合わせ・申込先】

市住宅課（市役所2階）

☎32・2120 / FAX 32・7800

Mail:juutaku@city.komatsushima.tokushima.jp

